

様式第2号

食品預託に関する同意書

社会福祉法人青森県社会福祉協議会が設置する青森県善意銀行（以下「善銀」という。）に食品を預託するに当たり、次に掲げる事項を順守することに同意します。

（品質の保証）

第1条 預託品は、人による使用に適しており、食料製品の賞味期限に関する法律や政令、省令等を含む食品の取扱に適用される関係法令（条例を含む。）に従う責任を有します。

（受納基準）

第2条 善銀は、次に掲げるものを除き預託を受け付けいたします。

- （1） 賞味期限を経過しているもの及び賞味期限の残日数が少なく、賞味期限内の消費が困難なもの
- （2） 品質保証ができないもの
- （3） 廃棄物として一旦公に処理されたもの
- （4） 品質のばらつきが過度であり、その判別が困難なもの
- （5） 食に適した衛生管理がなされていないもの
- （6） その他払出困難なものとして会長が判断したもの

（有償譲渡及び交換の禁止）

第3条 善銀は、預託食品を有償で譲渡し、又は交換しないものとする。

（預託食品の返還について）

第4条 善銀は、預託食品の使用者が現れないことにより、当該預託食品が人の健康を損なうおそれがある場合には、当該預託食品を預託者に返還するものとする。

（事故発生時の措置）

第5条 善銀は、預託食品による事故が生じたときは、関係者による調査結果を踏まえ、必要とする措置について、預託者と別途協議する。

（その他）

第6条 この同意書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、善銀及び預託者と協議して定める。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

会長 前田 保 様

同意年月日 年 月 日

預託者

住 所

氏 名

印